



介護保険料が変わります

青森市高齢者福祉・介護保険事業計画第9期計画を策定

問介護保険課 (☎017-734-5360)

高齢者人口がピークを迎える令和12年(2030年)を見据え、本計画(計画期間:令和6~8年度)を策定しました。地域包括ケアシステムの更なる充実を図るため、5つの基本方向を掲げ、施策を総合的に推進していきます。

計画の策定に当たり、令和5年11月27日から12月26日までご意見を募集しましたが、ご意見はありませんでした。

策定した計画は、市ホームページに掲載するほか、右記縦覧場所でご覧になれます。

縦覧期間

4月1日(月)~30日(火)
※閉庁・休館日を除く

縦覧場所

駅前庁舎1階介護保険課・高齢者支援課・総合案内そば縦覧スペース/浪岡庁舎1階浪岡振興部健康福祉課・閲覧コーナー/本庁舎1階ロビー・3階情報公開コーナー/柳川庁舎1階柳川情報コーナー/各支所・市民センター/東岳コミュニティセンター/高田教育福祉センター/浪岡中央公民館/各地域包括支援センター

基本理念

住み慣れた地域で人と人がつながり・支え合い
高齢者が安心して自立した暮らしができるまちを創る
~地域包括ケアシステムの更なる充実~

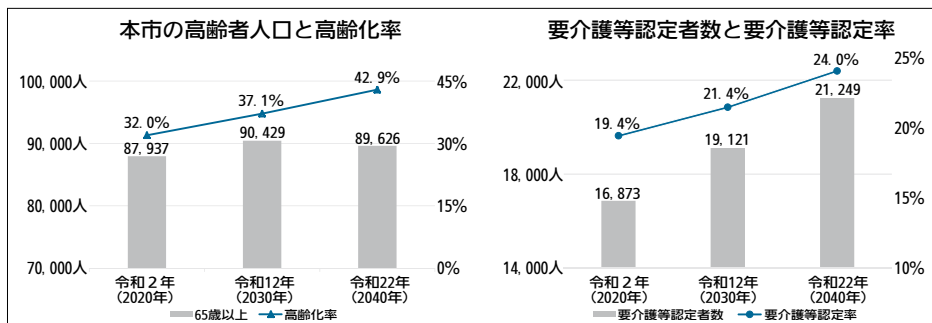
基本方向

- ①生きがいづくり・介護予防の推進
- ②地域における支援体制の充実
- ③認知症施策の推進
- ④権利擁護の推進
- ⑤介護サービスの充実

令和6年度からの介護保険料

問介護保険課 (☎017-734-5365)

第9期(令和6~8年度)の介護保険料基準額(月額)は6,824円となります。介護報酬改定やサービス利用量の増加などにより、第8期から145円(2.2%)増となりました。



【第9期計画の介護保険料】保険料年額は基準額(年額)81,890円×割合(100円未満切捨て)で算定

段階	割合	保険料年額	対象者
第1段階	0.285	23,300円	生活保護受給者、市民税非課税世帯(老齢福祉年金または課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下)
第2段階	0.485	39,700円	市民税非課税世帯(課税年金収入額+合計所得金額が80万円超120万円以下)
第3段階	0.685	56,000円	市民税非課税世帯(課税年金収入額+合計所得金額が120万円超)
第4段階	0.85	69,600円	本人市民税非課税(世帯に課税者がいる)(課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下)
第5段階	1.0	81,800円	本人市民税非課税(世帯に課税者がいる)(課税年金収入額+合計所得金額が80万円超)
第6段階	1.1	90,000円	本人市民税課税(合計所得金額が120万円未満)
第7段階	1.3	106,400円	本人市民税課税(合計所得金額が120万円以上210万円未満)
第8段階	1.5	122,800円	本人市民税課税(合計所得金額が210万円以上320万円未満)
第9段階	1.7	139,200円	本人市民税課税(合計所得金額が320万円以上400万円未満)
第10段階	1.9	155,500円	本人市民税課税(合計所得金額が400万円以上600万円未満)
第11段階	2.1	171,900円	本人市民税課税(合計所得金額が600万円以上800万円未満)
第12段階	2.3	188,300円	本人市民税課税(合計所得金額が800万円以上1,000万円未満)
第13段階	2.5	204,700円	本人市民税課税(合計所得金額が1,000万円以上)

※第1~3段階は、公費により保険料の減額を行っています。

問高齢者支援課
(☎017-734-5326)
浪岡振興部健康福祉課
(☎0172-62-1134)

◆交付枚数
年10枚まで ※7月以降の申請は1か月ごとに交付枚数が減ります。
問4月1日(月)から、本人確認ができるもの(健康保険証など)を持参の上、高齢者支援課または浪岡振興部健康福祉課へ
※4月8日(月)以降は、各支所・情報コーナーでも申請できます(受療券は後日郵送)。

◆対象
市内に居住する70歳以上の前年度市民税非課税のかた
はり・きゅう・マッサージ
施術料を1回につき1千円助成する「令和6年度はり・きゅう・マッサージ施術受療券」を交付します。

はり・きゅう・マッサージ
施術受療券を交付

青森市障がい者基幹相談支援センター

当センターでは専門職を配置し、障がいのあるかたやそのご家族、地域の関係機関などからの相談に対して、障がいの種別を問わない相談対応を行うとともに、相談支援事業者への専門的指導・助言を行うことで、障がいのあるかたやそのご家族が地域で安心して暮らしていただくよう、地域の相談支援体制の充実・強化を図ります。

◆主な役割

①総合的・専門的な相談支援

障がい種別を問わない、専門性の高い相談支援の実施

②地域の相談支援体制の強化の取組

地域の関係機関などと連携・協働する体制の構築

③地域移行・地域定着

入院しているかたなどの地域移行に向けた取組の支援

④権利擁護・虐待防止

成年後見制度に関する相談や、虐待防止の取組の実施

◆開設時間 月～金曜日(祝日を除く) 8:30～18:00

◆開設場所 駅前庁舎 1階障がい者支援課内

☎障がい者支援課 (☎017-718-1076)

事業者による障がいのあるかたへの合理的配慮の提供が義務化されます

障害者差別解消法の改正により、4月1日(月)から事業者による障がいのあるかたへの合理的配慮の提供が、過重な負担がない範囲において義務化されます。

「青森市障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」の目的である、障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが互いを尊重し、支え合い、地域で安心して暮らしながら、生きがいを持って参加できる共生社会の実現のため、事業者の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

詳しくは、市ホームページ(右記二次元コード)をご覧ください。



◆出前講座を実施します

合理的配慮や障がいの特性など、事業所などに出向いて分かりやすく説明します。ぜひご利用ください。

☎障がい者支援課 (☎017-734-5319)

助産制度

生活保護世帯や市民税非課税世帯など、経済的理由によって医療機関で出産できない妊産婦を対象に、指定病院での出産費用を助成する制度です。要件など詳しくは、お問合せください。

問子育て支援課

(☎017-734-5334)

浪岡振興部健康福祉課

(☎0172-62-1113)

青森市奨学金 令和6年度の募集受付

経済的理由により、修学が困難な生徒や学生に対して、奨学金を貸与します。詳しくは、お問合せください。

対象▼高等学校などに在学中、一定の要件を満たすかた

貸与月額▼高等学校など: 月額1万6千円

大学など: 月額3万3千円

申請期間▼4月1日(月)～5月31日(金)

問学務課(☎017-718-1414)

浪岡教育課
(☎0172-62-3003)

西秀記の



コラム



2月26日、中新町山手地区の再開発事業施設建築物(センター棟)新築工事竣工式に出席。当地区の再開発は、市民力と民間力、行政が力を結集して進めてきました。青森駅周辺地区にがにぎわい、人を呼び込み、活気にあふれることで生まれる経済効果にも期待を寄せています。

同日、JR青森駅東口ビル開業に関する四者合同記者会見。いよいよ4月26日にJR青森駅東口ビルが開業します。同ビル4階には市民美術展示館がオープンし文化芸術活動の拠点に。これまで整備を進めてきた駅ビル内自由通路も3月30日に供用開始となり、快適に通行ができるようになります。

2月28日、(株)MOSPAあさむし共創プラットフォーム様が来庁。浅虫温泉の3つの旅館が4月19日のリニューアルオープンに向けて改修を進めていること、また、浅虫温泉のアクセスの良さを生かし、八甲田ロープウェーや、県内5美術館を結ぶ移動プランを検討しているとのことでした。浅虫地域内の人材や地元企業等との連携により、同地区の面的再生が大きく動き始めています。

今後も官民一体となったまちづくりを進めてまいります。



2月26日 JR青森駅東口ビル開業に関する四者(東日本旅客鉄道(株)・市・県・青森商工会議所)合同記者会見。青森駅周辺のにぎわいづくりと交流人口の創出を目指して、今後も四者で連携を図ってまいります。